

第6期中間連結財務諸表

平成22年4月1日から

平成22年9月30日まで

< 資 料 >

- 中間連結貸借対照表
- 中間連結損益計算書
- 中間連結株主資本等変動計算書
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 中間連結財務諸表作成のための
基本となる重要な事項
- 中間連結財務諸表に係る注記事項

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末
 (平成22年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,781	
高速道路事業営業未収入金	13,114	
未収入金	3,809	
未収還付法人税等	45	
未収消費税等	333	3
有価証券	15,100	
仕掛道路資産	196,681	
その他のたな卸資産	212	
受託業務前払金	14,185	
繰延税金資産	462	
その他	2,691	
貸倒引当金	11	
流動資産合計	253,405	
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,291	
減価償却累計額	5,382	
建物及び構築物(純額)	16,909	
機械装置及び運搬具	39,193	
減価償却累計額	16,561	
機械装置及び運搬具(純額)	22,631	
土地	5,114	
リース資産	853	
減価償却累計額	178	
リース資産(純額)	675	
建設仮勘定	1,201	
その他	942	
減価償却累計額	475	
その他(純額)	467	
有形固定資産合計	46,999	
無形固定資産		
ソフトウェア	885	
その他	5	
無形固定資産合計	891	
投資その他の資産		
投資有価証券	1,408	
繰延税金資産	342	
その他	926	
貸倒引当金	113	
投資その他の資産合計	2,563	
固定資産合計	50,454	
資産合計	303,860	1

(単位：百万円)

当中間連結会計期間末
(平成22年9月30日)

負債の部	
流動負債	
高速道路事業営業未払金	14,227
未払金	6,315
短期借入金	150
1年以内返済予定長期借入金	22,598
リース債務	139
未払法人税等	200
未払消費税等	150
受託業務前受金	14,451
前受金	627
賞与引当金	1,369
回数券払戻引当金	397
その他	1,005
流動負債合計	61,634
固定負債	
道路建設関係社債	95,303
道路建設関係長期借入金	89,578
長期借入金	5,333
リース債務	536
繰延税金負債	106
退職給付引当金	17,961
役員退職慰労引当金	54
E T Cマイレージサービス引当金	796
負ののれん	1,113
その他	745
固定負債合計	211,529
負債合計	273,163
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
資本剰余金	10,000
利益剰余金	10,673
株主資本合計	30,673
評価・換算差額等	
其他有価証券評価差額金	23
評価・換算差額等合計	23
純資産合計	30,696
負債・純資産合計	303,860

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
営業収益		93,491
営業費用		
道路資産賃借料		66,251
高速道路等事業管理費及び売上原価		27,605
販売費及び一般管理費		3,493
営業費用合計		97,350
営業損失		3,858
営業外収益		
受取利息		14
受取配当金		1
土地物件貸付料		20
寄付金収入		144
原因者負担収入		7
負ののれん償却額		187
その他		124
営業外収益合計		499
営業外費用		
支払利息		53
偽造ハイウェイカード損失		0
デリバティブ評価損		32
持分法による投資損失		1
その他		6
営業外費用合計		95
経常損失		3,453
特別利益		
固定資産売却益		1
投資有価証券償還益		0
回数券払戻引当金戻入額		14
負ののれん発生益		1,756
仕掛道路資産修正益		110
特別利益合計		1,884
特別損失		
固定資産売却損		0
固定資産除却費		42
投資有価証券評価損		13
投資有価証券償還損		11
デリバティブ評価損		16
減損損失		144
特別損失合計		229
税金等調整前中間純損失		1,798
法人税、住民税及び事業税		121
過年度法人税等		53
法人税等調整額		75
法人税等合計		99
少数株主損益調整前中間純損失		1,898
少数株主損失		87
中間純損失		1,811

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	10,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000
資本剰余金	
前期末残高	10,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000
利益剰余金	
前期末残高	12,484
当中間期変動額	
中間純損失	1,811
当中間期変動額合計	1,811
当中間期末残高	10,673
株主資本合計	
前期末残高	32,484
当中間期変動額	
中間純損失	1,811
当中間期変動額合計	1,811
当中間期末残高	30,673
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	18
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)	5
当中間期変動額合計	5
当中間期末残高	23
評価・換算差額等合計	
前期末残高	18
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)	5
当中間期変動額合計	5
当中間期末残高	23
少数株主持分	
前期末残高	1,886
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)	1,886
当中間期変動額合計	1,886
当中間期末残高	-
純資産合計	
前期末残高	34,389
当中間期変動額	
中間純損失	1,811
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)	1,881
当中間期変動額合計	3,692
当中間期末残高	30,696

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失	1,798	
減価償却費	3,822	
減損損失	144	
負ののれん償却額	187	
負ののれん発生益	1,756	
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	
退職給付引当金の増減額(は減少)	167	
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	43	
賞与引当金の増減額(は減少)	155	
回数券払戻引当金の増減額(は減少)	25	
ETCマイレージサービス引当金の増減額(は減少)	111	
受取利息	14	
受取配当金	1	
支払利息	53	
固定資産売却損益(は益)	1	
固定資産除却費	42	
投資有価証券評価損益(は益)	13	
投資有価証券償還損益(は益)	10	
デリバティブ評価損益(は益)	49	
持分法による投資損益(は益)	1	
売上債権の増減額(は増加)	8,687	
たな卸資産の増減額(は増加)	14,296	2
仕入債務の増減額(は減少)	4,179	
未払又は未収消費税等の増減額	200	
その他	3,819	
小計	5,025	
利息及び配当金の受取額	19	
利息の支払額	759	
法人税等の支払額	2,134	
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,900	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	1,340	
固定資産の売却による収入	2	
固定資産の除却による支出	35	
投資有価証券の取得による支出	549	
投資有価証券の売却による収入	0	
有価証券の償還による収入	550	
子会社株式の取得による支出	20	
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,393	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	6,000	
長期借入れによる収入	8,458	
長期借入金の返済による支出	9,478	2
リース債務の返済による支出	63	
少数株主への配当金の支払額	0	
その他	34	
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,118	
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16,412	
現金及び現金同等物の期首残高	37,983	
現金及び現金同等物の中間期末残高	21,570	1

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 連結子会社の名称 (2) 主要な非連結子会社の名称 該当事項はありません。	7社 阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) (株)高速道路開発
2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 関連会社の名称 (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社等の名称 該当事項はありません。	6社 (株)情報技術 (株)テクノ阪神 内外構造(株) (株)ハイウェイ管制 阪神施設工業(株) 阪神施設調査(株)
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

評価基準は主として原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
道路資産完成高
工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- (6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用) 当中間連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。 これにより損益に与える影響は軽微であります。</p>
<p>(企業結合に関する会計基準等の適用) 当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

(中間連結貸借対照表)

1. 前中間連結会計期間まで未収入金に含めて表示しておりました高速道路事業営業未収入金については、当中間連結会計期間より区分掲記しております。
なお、前中間連結会計期間の高速道路事業営業未収入金は13,629百万円であります。
2. 前中間連結会計期間まで未払金に含めて表示しておりました高速道路事業営業未払金については、当中間連結会計期間より区分掲記しております。
なお、前中間連結会計期間の高速道路事業営業未払金は13,618百万円であります。

(中間連結損益計算書)

1. 前中間連結会計期間まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ評価損」は、当中間連結会計期間において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。
なお、前中間連結会計期間における「デリバティブ評価損」の金額は9百万円であります。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純損失」の科目で表示しております。

【注記事項】
(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末
(平成22年9月30日)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定に基づき、当社の総財産を道路建設関係社債95,303百万円(額面95,500百万円)の一般担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

582,630百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構

13,949百万円

なお、上記引き渡しにより当中間連結会計期間において道路建設関係長期借入金金が6,334百万円減少しております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺のうち、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。

4 企業結合に係る特定勘定

当社の連結子会社である阪神高速サービス(株)が、社団法人阪神有料道路サービス協会からスルーウェイカード提携事業及び広報受託事業等を譲り受けたのに伴い、譲受時に見込まれた広告宣伝費支出見込残高37百万円が、企業結合に係る特定勘定として、流動負債「その他」に計上されております。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

- 1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

役員報酬	174百万円
役員退職慰労引当金繰入額	8百万円
給料手当	639百万円
賞与引当金繰入額	160百万円
退職給付費用	97百万円
減価償却費	277百万円
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	796百万円
利用促進費	409百万円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	1百万円
計	1百万円

- 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物	0百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
計	0百万円

- 4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物	39百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	1百万円
ソフトウェア	0百万円
計	42百万円

- 5 減損損失

当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	計上額
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市なぎさ町ほか	75百万円
	機械装置及び運搬具		10百万円
	その他(工具、器具及び備品)		6百万円
	ソフトウェア		1百万円
	建設仮勘定		50百万円
(合計)			144百万円

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。

それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	-	-	20,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成22年9月30日現在)

現金及び預金勘定	6,781 百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される 短期投資(有価証券勘定)	14,900 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	111 百万円
現金及び現金同等物	<u>21,570 百万円</u>

2 債務引受けによる道路建設関係長期借入金の減少額

営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 14,296百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額6,110百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 9,478百万円には、同項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額6,334百万円が含まれております。

(リース取引関係)

当中間連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他における駐車場設備(構築物)及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相当額 (百万円)	中間期末残高 相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	40	18	21
その他 (工具、器具及び備品)	109	79	29
ソフトウェア	26	26	0
合計	176	124	51

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	20百万円
1年超	33百万円
合計	54百万円

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	22百万円
減価償却費相当額	18百万円
支払利息相当額	1百万円

減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

当中間連結会計期間
 (自 平成22年4月1日
 至 平成22年9月30日)

2 オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料	
1年以内	134,757百万円
1年超	8,179,577百万円
合計	8,314,334百万円

- (注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料	
1年以内	24百万円
1年超	84百万円
合計	108百万円

(金融商品関係)
 当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)
 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注)2.参照)。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	6,781	6,781	-
(2) 高速道路事業営業未収入金	13,114	13,114	-
(3) 未収入金	3,809	3,809	-
(4) 未収還付法人税等	45	45	-
(5) 未収消費税等	333	333	-
(6) 有価証券及び投資有価証券	16,431	16,431	-
資産計	40,515	40,515	-
(1) 高速道路事業営業未払金	14,227	14,227	-
(2) 未払金	6,315	6,315	-
(3) 短期借入金	150	150	-
(4) 1年以内返済予定長期借入金	22,598	22,598	-
(5) 未払法人税等	200	200	-
(6) 未払消費税等	150	150	-
(7) 道路建設関係社債	95,303	99,163	3,859
(8) 道路建設関係長期借入金	89,578	89,578	-
(9) 長期借入金	5,333	5,333	-
負債計	233,858	237,717	3,859

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)高速道事業営業未収入金、(3)未収入金、(4)未収還付法人税等及び(5)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(5) 未払法人税等及び(6) 未払消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 1年以内返済予定長期借入金、(8) 道路建設関係長期借入金及び(9) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	77

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(6) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係)
当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

1. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	55	40	14
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	204	200	4
	その他	90	75	14
	(3) その他	17	15	2
	小計	367	332	35
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	101	106	5
	(2) 債券			
	国債・地方債等	749	750	0
	社債	-	-	-
	その他	312	336	23
	(3) その他	14,900	14,900	-
	小計	16,064	16,093	29
合計		16,431	16,426	5

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額 10百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当中間連結会計期間において、その他有価証券について30百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
(債券関連)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建債	397	397	284	112
合計		397	397	284	112

- (注)
- 1 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
 - 2 デリバティブが組み込まれた商品であります。
 - 3 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。
 - 4 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)
当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

(追加情報)
(株)高速道路開発による自己株式の取得
当社の連結子会社である(株)高速道路開発は、少数株主より発行済株式の一部を自己株式として平成22年9月10日付で取得しております。
なお、当該取得により、当社グループの(株)高速道路開発に対する持分比率が増加し、同社は完全子会社となっております。

(1)取引の概要

取引当事企業の名称	(株)高速道路開発
取引当事企業の事業の内容	高速道路の料金収受業務に係る人材派遣事業等
取引の目的	(株)高速道路開発の完全子会社化により、グループ経営の効率化を推進し、当社グループの企業価値の向上を図るため
株式取得日	平成22年9月10日
法的形式	株式取得
取引後企業の名称	変更はありません。

(2)実施した会計処理の概要

本株式取得は、「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成18年8月11日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成18年8月11日)に基づき会計処理を行っております。

(3)株式取得における取得原価及びその内訳
現金 20百万円

(4)負ののれん発生益の金額及び発生原因
負ののれん発生益の金額 1,756百万円
発生原因
自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (注)3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	87,962	4,172	92,134	1,356	93,491	-	93,491
セグメント間の内部 売上高又は振替高	45	-	45	5	50	(50)	-
計	88,007	4,172	92,180	1,362	93,542	(50)	93,491
セグメント利益又は損 失()	4,098	7	4,106	248	3,858	-	3,858
セグメント資産	247,282	17,776	265,059	4,675	269,734	34,125	303,860
その他の項目							
減価償却費	3,025	-	3,025	119	3,144	678	3,822
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	376	-	376	326	702	469	1,171

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路管理代行業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額 50百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額34,125百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額678百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額469百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	81,612	11,879	93,491

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	144	-	144

（注）「その他」の金額は、すべて休憩所等事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	161	-	25	-	187
当中間期末残高	979	-	134	-	1,113

（注）「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業について1,756百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の連結子会社である(株)高速道路開発が、平成22年9月に少数株主より発行済株式の一部を自己株式として取得した際に、自己株式の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったことにより発生したものであります。

（追加情報）

当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当中間連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	1,534.83 円
1 株当たり中間純損失金額	90.56 円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純損失金額又は 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間
	(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)
中間純損失 () (百万円)	1,811
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純損失 () (百万円)	1,811
普通株式の期中平均株式数 (千株)	20,000

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	
(多額な社債の発行) 当社は、取締役会の決議(社債(政府保証なし)400億円以内)に基づき、平成22年10月29日を払込期日として、以下の条件で社債(政府保証なし)を発行しました。	
区分	阪神高速道路株式会社第5回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)
発行総額	金100億円
利率	年0.381パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成22年10月29日
償還期日	平成27年9月24日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受